

川崎市立川崎病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業仕様書

1 目的

本事業は、川崎市立川崎病院（以下「当院」という。）の地域医療連携の推進及び、患者へのサービス向上を図るため、周辺地図、フロアマップ及び登録医療機関検索機能・広告付電子案内板（以下、「デジタルサイネージ案内板」という。）を企画・製作し、当院が有償で貸し付ける場所にこれを設置して、その管理運営等を行うものである。

2 事業名

川崎市立川崎病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業

3 事業概要

(1) 事業内容

事業者は、デジタルサイネージ案内板を企画・製作し、地方自治法第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）により設置し、事業者は、デジタルサイネージ案内板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲載する。

(2) 実施場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎病院1階（別図参照）

（大きさは高さ2200mm × 幅3600mm × 奥行200mm以内とする）

年間利用者数は約30万人

(3) 実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 実施日

1日24時間365日

ただし、災害等緊急時においては表示を停止することができる。なお、停止によって発生した経費の一切は、事業者の負担とする。

4 デジタルサイネージ案内板の構成と仕様等

(1) 共通事項

- ① 照明等については、省エネに配慮したLED等を使用すること。
- ② 本体枠等の角が鋭利にならないよう、配慮すること。
- ③ デジタルサイネージ案内板の本体及び表示板のデザインは、身体等に障がいがある方に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ④ 出来る限り建物の躯体に負担のかからない方法で耐震対策（転倒防止対策）を施すこと。なお、躯体に負担がかかる場合は、事前に書面で当院担当者へ申請し許可を得ること。
- ⑤ 機器の稼働に必要な電源は、当院が指定する分電盤から配線して供給すること。

- ⑥ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンス及び情報の更新は概ね1年に1回、運営事業者の費用負担において行うこととする。ただし、特段の事情がある場合は、その限りではない。
- (2) 周辺地図
当院の周辺地図とし、公共施設や災害時の避難場所等、病院が指定する情報を分かりやすく表示すること。地図内の施設情報等はピクトグラムで表示するなど表示が複雑とならないよう配慮すること。
- (3) フロアマップ
当院のフロアマップを表示すること。なお、データは川崎病院が提供し、部署名変更等、急を要する場合は速やかに修正を行うこと。
- (4) デジタルサイネージ
デジタルサイネージの大きさは40インチ以上のタッチパネル式モニターとする。
 - ① 地域医療機関検索機能
 - (ア) 当院が提示する連携医療機関の基本情報（医療機関名称、診療科目、住所）の表示を行い、タッチ機能を利用し、地域、診療科目の順に検索できる機能を有すること。
 - (イ) 当院の連携登録医は、原則として、当該機能から検索ができること。
 - (ウ) 当院の連携登録医情報は、電子データで当院が提供する。
 - (エ) 検索データの更新は、月に1回行うこと。
 - (オ) 当院が提供した連携登録医情報をもとに、当院の連携登録医に限った検索サイトを構築すること。また、モバイル端末からQRコードを介したアクセスを可能とし、地区及び医療機関名称、診療科目、症状などを入力することで検索が可能なものとする。なおQRコードは案内板に表示し、検索結果からはWebサイトに情報が公開されている医療機関にリンクすることが可能なものとする。構築したサイトは当院の希望があった場合、ホームページ等で利用できるものとする。検索サイトの管理及び情報の更新は、運営事業者の費用負担において行うこととする。
 - ② 広告
 - (ア) 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準に準拠すること。ただし、医療広告にあたる場合は、該当する法令等に準拠すること。
 - (イ) 広告主の業種は、原則「医療機関」、「薬局」「介護・福祉」とし、広告の掲載内容については予め当院の承認を得ること。
 - (ウ) 広告主の広告募集及び掲載に関する一切の手続きは、運営事業者が行うこととする。なお、広告主を募るにあたっては、当院が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。
 - (エ) 広告表示に併せて、ニュースや天気予報などの患者サービス向上に資する必要な情報を表示すること。ただし、広告と共に音声は生じさせないようにすること。
 - (オ) 枠数・サイズは自由とするが、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにす

ること。

- (カ) 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、川崎市立川崎病院が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- (キ) 広告の問い合わせ及び苦情等については、事業者で対応することとし、デジタルサイネージ案内板に事業者の連絡先を表示すること。
- (ク) 事業者は広告の内容について、事前に当院に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。また、当院が適正でないと認めるときは、掲載前・掲載中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示できるものとし、事業者はその指示に従わなければならない。
- (ケ) 当院への事前確認の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者の負担とする。

③ その他

- (ア) 設置機器について、不具合や破損等のトラブルが発生した場合は、迅速に対応し、当院担当者へ遅滞なく報告書を提出すること。
- (イ) 所管官庁等へ届出等が必要となる場合は、関係手続きについては関係法令を遵守し、運営事業者の責任において行うものとし、その結果について当院担当者へ報告すること。

5 設置工事等

- (1) 事業者は、デジタルサイネージ案内板の設置・撤去（必要に応じて別の場所へ移設する工事を含む。）にあたっては、当院と協議のうえ、指定された日時に行うこと。なお、電気工事等を行う際には当院の指示に従って行い、工事完了後は、その完了した旨を当院に報告し、検査を受けること。なお、原状回復は速やかに行うこと。また、設置及び撤去作業等は当院利用者の安全に配慮して行うこと。
- (2) デジタルサイネージ案内板の設置・製作・修繕及び電気料金など設置・運営に係る経費の一切は事業者が負担すること。契約期間の満了・取消等による撤去が発生した場合は、速やかに原状回復を行うこと。また、その費用の一切も事業者の負担とする。

6 貸付料

(1) 貸付料

事業者は、入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額貸付料とする。なお、最低貸付料は、月額3,112円（税込3,424円）とし、また支払方法は当院の指示に従うこと。

※各年度の貸付料は、年度当初に貸付人が発行する納入通知書により一括で支払うものとする。

(2) 電気料

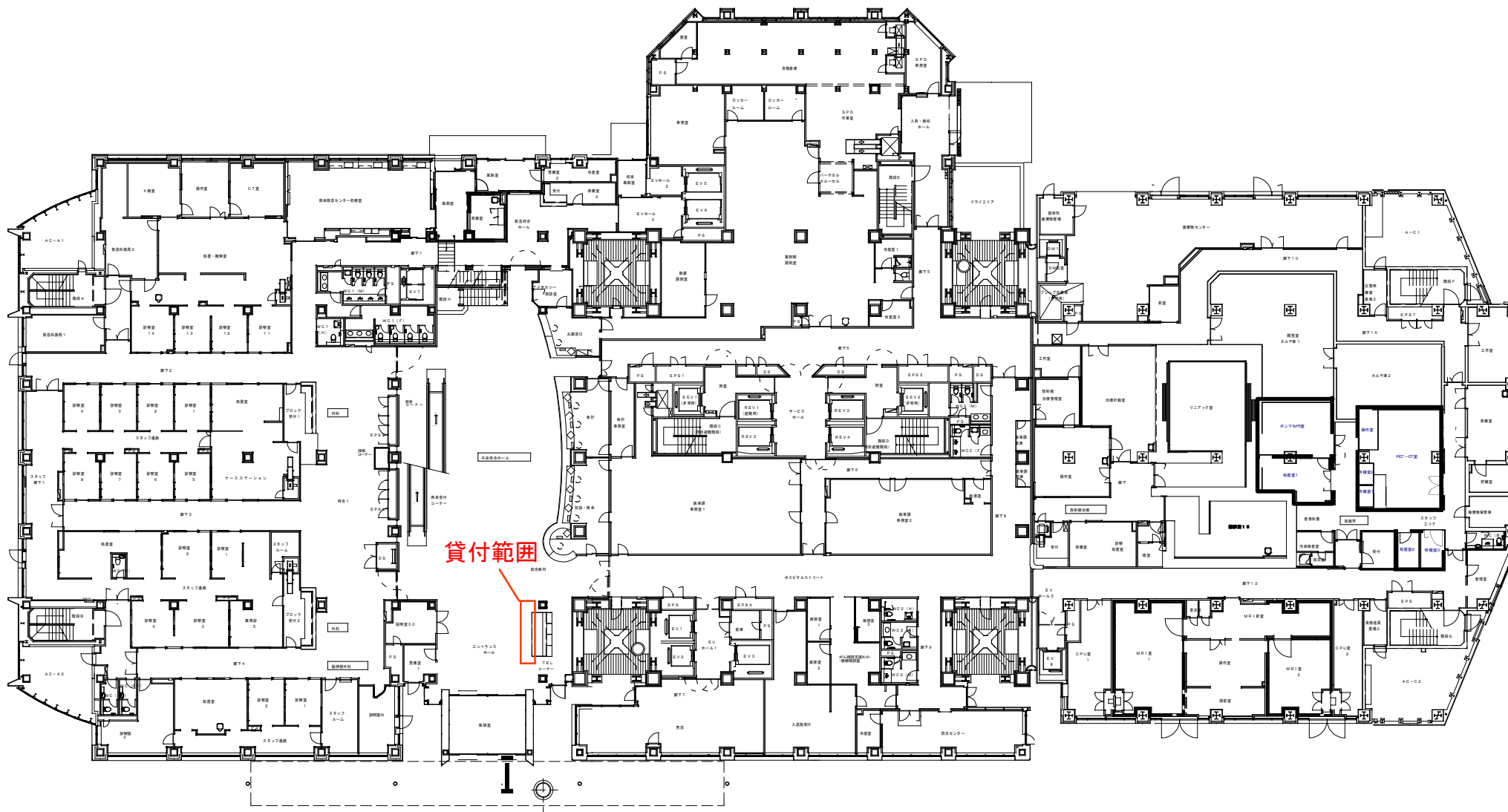
デジタルサイネージ案内板の設置・管理に伴う電気料は、貸付料とは別に当院が発行する納入通知書もしくは当院の指定口座に当院が指定する期日までに支払うものと

する。なお、電気料は下記の計算式を用いて算出するものとする。

当院が電力事業者に対して支払う月額電気料（基本料金を含む）×貸付面積／建物の延床面積

7 その他

- (1) 事業者は契約締結後、デジタルサイネージ案内板の仕様、施工方法等について、改めて当院と協議し、当院の承諾を得た上で設置を行うこと。
- (2) デジタルサイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (3) 事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が発生した場合、広告等の掲載を中止することができる。その場合に発生した一切の費用は事業者の負担とする。
- (4) 事業者はデジタルサイネージ案内板の制作に関して、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証することとし、その使用に関する一切の責任を負う。
- (5) 実施期間中、当院のレイアウト変更により、デジタルサイネージ案内板を移動する必要がある場合は、当院が指定する場所に移動すること。なお、移動に係る経費の負担は事業者が負担すること。
- (6) その他事業の実施に関し疑義が生じた場合、その都度当院と事業者が協議のうえ、対応を決定する。



1階平面図